

# 「お富<sup>とみ</sup>ちゃん」の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富岡市イメージキャラクターのお富<sup>とみ</sup>ちゃん（以下「お富ちゃん」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(お富ちゃんの使用)

第2条 お富ちゃんの使用に当たっては、「かわいい やさしい工女さん」のイメージを損なう使用をしてはならない。

2 市長は、富岡市を全国に向けて積極的にPRするため、お富ちゃんの積極的な活用を促すものとする。

(使用の許可)

第3条 お富ちゃんを使用しようとする者（市長、議会、教育委員会、企業管理者等富岡市行政組織に属する者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第4条 お富ちゃんの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して原則として1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きお富ちゃんを使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、お富ちゃんの使用を許可しないものとする。

- (1) お富ちゃんの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) お富ちゃんの名称を表記する場合は原則として「お富ちゃん」とし、使用方法により、平仮名又はローマ字表記も可能とするが、特定の人物を示すものとして使用しないこと。
- (3) お富ちゃんイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (4) 立体物で、その表現がお富ちゃんの立体物と認められないとき。
- (5) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。
- (6) 使用者が、暴力団、暴力団員又は暴力団員と関係を有していると認めるとき。
- (7) その他お富ちゃんの使用が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領又はこの要領に基づく基準に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(個人情報取扱い)

第7条 市長は、お富ちゃんの使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報を、富岡市個人情報保護条例（平成18年富岡市条例第8号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第8条 お富ちゃんの使用料は、当分の間、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、第3条の許可を受けた事項以外の目的にお富ちゃんを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(著作権)

第10条 お富ちゃんを展開したデザイン又は応用使用したデザイン、商品等の製作物に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、市に帰属する。

(商品等)

第11条 第3条の規定により、お富ちゃんの使用許可を受けた者が、お富ちゃんのデザインまたは名称を商品、印刷物等に掲載し販売を行う場合、富岡市が推奨する商品等と誤認される表現を行ってはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 「おエイちゃん」のイラスト使用に関する要綱(「旧要綱」という。)は、廃止することとし、旧要綱によりなされた許可については、本要領により許可があったものとみなす。